

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行情）諮問第301号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（行情）答申第391号）

事件名：特定日以降に大阪地検と大阪地裁との間で特定事件番号の刑事記録を授受した際の文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪地検（大阪地方検察庁を指す。以下同じ。）と大阪地裁（大阪地方裁判所を指す。以下同じ。）との間で、刑事記録を授受した際の行政文書一切（なお、刑事記録は特定事件番号のみで、特定年月日以降の行政文書）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、大阪地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った平成30年2月5日付け大阪地検（企）第8号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、別紙行政文書（様式第2号逡付簿を指す。別紙省略）と同様の文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

（1）審査請求書

平成29年12月26日付けで、本件と同一の開示請求を行った際に、処分庁は、対象文書を開示しており、同一の開示請求において、開示したり、しないというのは、法の趣旨に反する行為である。

（2）意見書

ア 本件刑事記録の授受簿は、開示されなければならない。

イ 処分庁と裁判所との間での刑事記録授受簿は、個人情報ではない。それは、諮問庁の理由説明書にも記載されている。

ウ 諮問庁は、別の答申案件（平成29年度（行情）答申第384号）を持ち出して、理由説明をおこなっているが、この答申に記載されている対象文書と本件対象文書は、全く違っている。

答申事案の対象文書は、利害関係人による刑事記録の閲覧申請書で

あるのに対して、本件は、処分庁と裁判所との間での刑事記録授受簿である事から、本件対象文書は、事件とは、全く、関係がないものであり、事件関係者であれ、そうでない者であれ、開示されても何ら問題はない。

これこそ、諮問庁が主張する請求者が誰であるのかを考慮しない制度そのものである。

だから、過去に同様の開示請求を行った際、刑事記録の授受簿の開示をしていたのである。

ところが、諮問庁等は、過去に全く同じ行政文書を開示しておきながら、本件では、全く違う案件での答申を持ち出し、不開示を正当化している。

もし、前記記載の答申案件で、刑事記録の授受簿は、開示から不開示にしたというのであれば、理由説明書に、そう記載するべきであり、審査請求人は、刑事記録の授受簿について、本件開示請求を行った際には、処分庁の担当者等から、授受簿に関する開示の運用が変わった事等、全く、聞かされておらず、これは、処分庁の不作為である。

よって、この件に関しては、別件で、国家賠償請求を行うので、そこで諮問庁等の言い分を聞くとする。

エ 諮問庁は、理由説明書で、特定事件番号は、被疑者1名につき1番号を付する事件番号である旨を記載している。

この理由説明書を作成した検事総長特定職員A（諮問庁）は、「被疑者」と「被告人」との区別もついていない。

そのような人間が、検事総長をやっている事自体、あきれて、物が言えない。

ここで、検事総長特定職員A（諮問庁）に、「被疑者」と「被告人」の区別を教えておくとする。

「被疑者」とは、簡単に言えば、刑事裁判になっていない者であり「被告人」とは、刑事裁判になった者の事である。

諮問庁等には分からないと思うが、日本の国では、基本的に、公開の法廷で刑事裁判を行っている。

したがって、被疑者の段階での刑事記録の取扱いと被告人の刑事記録の取扱いは、違うのである。

それに、不開示理由にした事案は、略式裁判事案の対象文書であるのに対して、本件は、通常裁判事案の対象文書であり、どう考えても前者の不開示理由を後者にそのまま当てはめるとするのは、無理がありすぎる。

しかも、過去に同じ請求を行った際の対象文書について原処分の判断を左右するものではないと諮問庁である検事総長の特定職員Aが言

っているが、御前は、馬鹿か？と言いたい。

審査請求人は、前記記載したが、これもその裁判で、特定職員Aを徹底的に、証人尋問するので、その場で回答をもらう事にする。

オ 本件で、不開示にした理由は、特定職員Aが馬鹿と考えたが、検事総長になるぐらいだから、馬鹿ではなれない。

つまり、開示しては、不都合な理由があるからである。

それはそうであろう。

本件特定番号の事件は、うその逮捕状で国民を逮捕し、特別公務員職権濫用罪で、警察官・検察官・裁判官等が刑事告訴されて、特捜部が捜査をしていた事件で、この他にも詐欺未遂等、公務員等の犯罪デパートの刑事記録である。

さらに、現在特定地検特捜部の部長である特定職員B等が、刑事告訴される事件になった事件記録でもある。

しかも、処分庁は、過去に本件特定番号の刑事記録を流出させたりもしていた。

その様な刑事記録に関係する行政文書を本件で、仮に、その様な文書が存在しない事による不開示決定であれば、処分庁は、本件特定番号の刑事記録を裁判所から隠した事が、国民にバレるから、個人情報等を盾に、存否応答拒否による不開示決定にしたと思われても仕方がない事である。

馬鹿なら救い様があるが、やり方が、汚すぎる。

いずれにしても、本件で、当審査会も諮問庁の言い分も採用するのであれば、担当の審査員（本件答申事件に使用されている答申を出した、岡田雄一、池田陽子、下井康史含む。）等も前記記載の裁判の証人尋問で、徹底的に尋問する事にする。

いずれにしても、審査員は、元裁判官や、元検察官なので、諮問庁等のグルである以上、そこどころ、肝に銘じて、答申を出した方、良いと審査請求人は、考えている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「大阪地検と大阪地裁との間で、刑事記録を授受した際の行政文書一切（なお、刑事記録は特定事件番号のみで、特定年月日以降の行政文書）」を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、大阪地検と大阪地裁との間で「特定事件番号」の刑事記録を授受したか否かという情報を公にすることになり、法5条1号の不開示情報

に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、存否応答拒否とする不開示決定（原処分）を行った。

2 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、過去に開示を受けた行政文書と同様の行政文書を開示せよと主張しているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、原処分の妥当性について、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 開示請求の内容について

開示請求内容の「特定事件番号」は、処分庁が事件を受理する事由が生じることにより被疑者1名につき1番号を付す事件番号である。

(2) 法5条1号該当性について

事件番号は、事件を受理する事由が生じることにより被疑者1名につき1番号を付す特定の個人と結合した情報であって、一般人にとっては、特定の個人を識別することは困難だが、事件関係者等に対しては、特定の個人が被疑者となったか否かという極めて機微な情報を、捜査機関等が自ら明確にし、当該情報が事実であることを裏付けることになるので、当該特定の個人の権利利益が害されるおそれがあり、法5条1号に該当する情報である。

そして、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない（平成29年度（行情）答申第384号同旨）。

(3) 存否応答拒否について

上記(2)のとおり、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することは相当である。

(4) 過去に開示決定をした文書について

開示請求者は、本件と同一の開示請求を行った際に、処分庁は、対象文書を開示しており、同一の開示請求において、開示したり、しないとすることは、法の趣旨に反する行為であるとし、審査請求に及んでいるが、法は開示請求者が誰であるかを考慮しない制度となっており、それぞれの開示請求はあくまでも別の開示請求であると考えることが相当であることから、過去の処分により原処分の判断を左右するものではないと考

える。

4 結論

以上のとおり、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることにより、個人に関する情報であって、特定の個人に関する情報を公にすることになるとともに、特定の個人に関して個人の権利利益を害するおそれがあるため、処分庁が行った不開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月31日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月28日 審議
- ⑤ 同年11月9日 審議
- ⑥ 平成31年1月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 上記第3の3のとおり。

イ なお、審査請求人が、本件対象文書に該当するものとして「逋付簿」という具体的な文書名を挙げていることに関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、「逋付簿」とは、検察官が捜査した事件につき、管轄の裁判所に令状請求を行う際、あるいは公訴を提起した後、検察官が裁判所に提出した刑事記録を、その後検察官が裁判所から一時的に借り出し、後日裁判所に返還する際、又は裁判が終結し、当該刑事記録が検察庁に返還された後、検察庁が裁判所に当該刑事記録を貸し出す際などに、「日付」、「文書の番号」、「文書の要旨」及び「逋送先」を記載し、裁判所の職員において、当該刑事記録を受領した証明として受領印欄に押印して、当該刑事記録の授受関係を明らかにするために作成されるものであり、この「逋付簿」が本件対象文書に該当する文書

である旨説明する。

(2) 検討

ア 事件番号が、検察庁において、事件を受理する事由が生じるごとに被疑者1名につき1番号を付すもので、特定の個人と結合した情報である旨の上記第3の3(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。

そして、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、事件番号は、事件関係者を始めとする一定範囲の者(以下「事件関係者等」という。)には通知されるものであることが認められる。

イ そうすると、事件番号については、事件関係者等に通知されることはあっても、他にこれを公にするような仕組みが設けられているとは認められないことから、一般人にとっては、特定事件番号自体により、又は他の情報と照合することにより、当該特定事件番号に係る刑事事件の被疑者とされた者が誰であるかを識別することは困難であるというほかはないが、上記アのような事情に鑑みれば、事件関係者等において、特定刑事事件に関する他の何らかの情報を入手した結果、特定事件番号自体により、特定の個人が、特定刑事事件の被疑者となったことを推知できる場合が生じ得ることは否定できない。

ウ 以上を前提に、上記(1)イの諮問庁の説明も踏まえて検討すると、本件対象文書は、大阪地検と大阪地裁との間で刑事記録の授受関係を明らかにするために作成された文書であるところ、その存否を明らかにした場合、事件関係者等に対し、特定事件番号を付された特定刑事事件につき、特定の個人が被疑者となったか否かという極めて機微な情報を捜査機関が自ら明確にし、裏付けることになり、その結果、特定の個人に係る特定刑事事件に関し、その刑事記録が大阪地検から大阪地裁に送付されて、大阪地裁がこれを受理した事実の有無を明らかにし、ひいては、特定の個人に係る特定刑事事件に関し、大阪地検の検察官が大阪地裁に対し、令状請求又は公訴提起を行った事実の有無、あるいは、これらを前提とする文書のやり取りを行った事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになると認められる。

このように、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報である、特定の個人が、特定刑事事件の被疑者となった事実の有無のみならず、特定刑事事件で令状請求をされた事実又は公訴を提起された事実の有無という極めて機微な情報も、事件関係者等に推知され得ることとなり、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることは否定できないものと認められることから、当該情報は、法5条1号本文後段に該当

するものと認められる。

エ そして、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

オ 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書につき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史